入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下、「財務規則」という。）及び本件いわき総合高等学校好間校舎閉校に伴う産業廃棄物及び一般廃棄物収集運搬処理業務委託に係る一般競争入札（以下、「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下、「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1　発注者（契約権者）

福島県立いわき総合高等学校長　南郷　市兵

2　入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務内容については「仕様書」のとおり。

3　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4　入札に参加する者に必要な資格の確認方法

（1）　入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式。以下、「資格確認申請書」という。）を、下記６（２）に示す場所に持参又は郵送により提出し、当該資格の確認申請をすること。なお、資格の有無については県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和８・９年度分）により確認するため、添付書類は要しない。

また、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分注意すること。

（2）　資料作成等に要する費用は申請者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5　入札説明会

実施しない。ただし、廃棄予定物品リストの閲覧や現物確認等を希望する場合は、下記６(２)に記載の連絡先に事前に連絡・調整のうえ、学校長の指定日時に行うものとする。

6　資格確認申請書等の提出等

（１）　資格確認申請書の提出期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１７日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後４時４５分の間

申請書類は、持参又は郵送（期限内必着）によるものとする。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとする。

（２）　資格確認申請書の提出場所

郵便番号　９７０－１１５３

福島県いわき市好間町上好間字上川原２５

福島県立いわき総合高等学校好間校舎　事務室

電話番号　０２４６－３６－２２０３

（３）　一般競争入札参加資格確認結果通知書の送付

第２号様式により、令和８年１１月１９日（木）までに送付する。

7　入札書の提出方法

（１）　入札書は、指定の入札書（第３号様式）に必要とする事項を記載し、下記８（１）（２）に示す日時及び場所へ持参すること。

（２）　郵送による入札は認めない。

（３）　入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書（第２号様式。福島県立いわき総合高等学校からの通知）の写し

イ　委任状（第４号様式）※代理人が出席し、入札する場合

（４）　入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

なお、押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ　記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

エ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

8　入札及び開札の日時及び場所

（1）　日時　令和８年１１月２５日（水）午前１０時３０分

（2）　場所　福島県いわき市好間町上好間字上川原２５

福島県立いわき総合高等学校好間校舎　会議室

9　入札保証金

（1）　入札に参加を希望する者は、入札日の前日までに見積もる入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の３以上の額の入札保証金を納入しなければならない。

（2）　入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

（3）　入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を入札時に提出すること。

（4）　財務規則第249条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、同条第１項第２号の規定に基づき入札保証金の免除を希望する者は、上記６（１）に示す期日までに、以下の書類を上記６（２）に示す場所に提出すること。

ア　入札保証金納付免除申請書（第５号様式）

イ　履行実績証明書（第６号様式）

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、上記６（１）に示す期日までに、上記６（２）に示す連絡先に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（第５号様式）及び入札保険証券原本を入札時に提出するものとする（証券原本は返却しないので留意すること）。

（5）　入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を上記６（１）に示す期日までに、上記６（２）に示す連絡先に申し出ること。

１０　入札方法及び開札

（１）　開札は、上記８で指定する日時及び場所で行う。

（２）　開札に先立ち、入札者は上記７（３）で指定する書類の確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

（３）　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

（４）　開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

（５）　再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、１回に限り再度入札に付すことができるものとする。

（６）　前号においても落札者が決定しないときは、随意契約に移行する。その際は、見積書（第３号様式）に必要事項を記載して提出すること。

１１　入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立いわき総合高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

１２　入札心得

（１）　入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第７号様式）により、令和８年１１月１２日（木）午後４時45分までに福島県立いわき総合高等学校好間校舎事務室（電話0246-36-2203、ファクシミリ0246-36-2241）に説明を求めることができる。

回答は、軽微なものを除き、令和８年１１月１６日（月）までに、福島県立いわき総合高等学校好間校舎ホームページに回答書（第７号様式）を掲載することにより行う。

（２）　入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

（３）　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

（４）　入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下、「談合」という。）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由なく契約を履行しなかった者

オ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

（５）　開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

（６）　開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（７）　入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

１３　入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において、入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

１４　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　上記３の入札参加資格のない者の提出した入札

（２）　この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

（３）　所定の入札保証金又は有価証券の納付（免除）手続をしない者のした入札

（４）　委任状を持参しない代理人のした入札

（５）　同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札

（６）　記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。）

（７）　金額を訂正した入札
（８）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（９）　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
（１０）　明らかに談合によると認められる入札
（１１）　その他県において特に指定した事項に違反した入札

１５　落札者の決定方法
（１）　財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
（２）　落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
（３）　入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の２第１項第８号の規定により随意契約をすることができる。

１６　契約保証金
（１）　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
（２）　契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出することができる。
（３）　財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
（４）　契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

１７　契約書の作成
（１）　契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
（２）　契約の確定時期は、地方自治法第234条第５項の規定により両者が契約

書に記名押印したときとする。

（３）　落札者が、上記（１）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

１８　契約条項

別紙「契約書（案）」及び財務規則による。

１９　入札の辞退等

（１）　資格確認申請書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

（２）　入札から落札者の決定までの間に入札者が上記３の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としない。

２０　当該契約に関する事務を担当する部門は、上記６（２）と同じである。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～(19)　（略）

２　（略）

（契約保証金の納付等）

第231条　契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

２　出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

（契約保証金の還付）

第233条　契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

２　前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。

（入札保証金の減免）

第249条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保

証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)～(4)　（略）

２　（略）

（入札保証金の納付等）

第251条　契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の金額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

２　出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

３　契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第253条　入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

２　前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。